

## 山都町プレミアム付商品券事業取扱事業者募集要項

山都町プレミアム付商品券事業における取扱事業者の募集及び登録について下記のとおり定める。

### 1 商品券の概要

- ① 名称 山都町プレミアム付商品券
- ② 1冊当たりの券面総額 5,000円（販売額は4,000円）
- ③ 1冊当たりの構成 1枚当たり券面額1,000円の商品券5枚綴り
- ④ 使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（月）
- ⑤ 引換所 山都町の指定する場所  
（商品券販売…町内7郵便局 換金所…山都町商工会）
- ⑥ 使用可能店舗  
募集により決定した町内にある飲食・小売・サービス等を提供する事業者等

### 2 応募資格

- ・町内に店舗がある飲食・小売・サービス事業者等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者（同条第1項から第3項に該当する営業を行う者を除く）でないこと。
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものでないこと。
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 登録方法

- ・登録を希望する事業者は「山都町プレミアム付商品券取扱事業者登録申請書」を山都町商工会（本所・支所）に提出する。
- ・複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請を行う。
- ・商工会は、申請に基づき内容を審査し適切と認められた事業者については、取扱事業者登録台帳に登録し、「取扱事業者登録店表示紙」を交付する。
- ・登録申請は、令和元年8月30日（金）までに行う。以降、随時受付する場合有り。

#### 4 換金方法

- ・受け取った商品券は、山都町商工会で「山都町プレミアム付商品券換金申出書」および使用済み商品券を添付して提出する。
- ・申し出のあった分の換金は、届出預金口座への振り込みにて行う。毎月末日にて締め翌月10日に振り込む。
- ・令和2年3月末日までにすべての商品券の換金手続きを行うこと。
- ・換金の申し出及び換金業務については、期間中（平日のみ）の午前10時から午後3時までの時間で執り行うものとする。

#### 5 商品券の使用対象とならないもの

- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や金融商品に関わる支払い
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ、当該商品券の交換又は売買

#### 6 商品券の使用に当たっての留意事項

- ・交付された取扱事業者登録店表示紙は店舗内に明示すること。
- ・登録事業者（店舗）において、使用期間内に限り使用できる。
- ・現金との引換はしない。つり銭は支払わない。
- ・登録事業者（店舗）において、本商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は予め商品券の利用者が認識するよう明示する。
- ・商品等の取引なく商品券を流通させない等、不正使用しないこと。

#### 7 その他

- ・山都町プレミアム付商品券の販売は、町内7郵便局において令和元年10月1日から令和2年2月28日までの期間で、引換券が交付された対象者に販売が行なわれます。